

ネット&ライン *Net & Line*

2022 Autumn
No. **178**

特集

特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化について



一般財団法人
岐阜県市町村行政情報センター

ADMINISTRATIVE INFORMATION CENTER OF GIFU MUNICIPALITIES

ホームページアドレス <https://www.gaic.or.jp/>

〒500-8358 岐阜市六条南2丁目11番1号 岐阜産業会館 6階
TEL(058)272-6821(代)



IS 80162/ISO 27001:2013



IS 80162/JIS Q 27001:2014

認証登録範囲 地方行政事務の情報システムの企画、開発、運用、保守及び受託処理サービス

休日窓口の御案内 (年末年始を除く8:30~17:15)

電話番号：**(058) 272-7649**



一般財団法人
岐阜県市町村行政情報センター
ADMINISTRATIVE INFORMATION CENTER OF GIFU MUNICIPALITIES

令和4年度市町村職員研修開催の御案内

別途御案内することとしておりました管理者研修について、新型コロナウイルスの感染拡大状況を考慮し、今年度の開催は中止とさせていただきます。

なお、公益財団法人岐阜県市町村振興協会との共催研修及び市町村等からの依頼を受けて開催する現地研修につきましては、下表の日程での開催を予定しております。

研修名	定員	開催方法	開催形態	日数	回数	開催区分	開催時期	備考	
管理者研修	中止								
一般研修									
集合研修	Word中級コース	各20人	定期	集合	1日	2回	共催	12月15日 16日	
	Excel中級コース	各20人	定期	集合	1日	4回	共催	12月19日 20日 21日 22日	
	Access初級コース	20人	定期	集合	2日	1回	共催	12月26日～27日	
	PowerPoint初級コース	20人	定期	集合	1日	1回	共催	12月23日	
現地研修	情報セキュリティ基礎コース	各10人	随時	現地	3時間	—	単独	10月～3月	
	Word中級コース								
	Excel中級コース								
	PowerPoint初級コース								

注1 開催区分欄の「共催」は公益財団法人岐阜県市町村振興協会と共催で実施します。

注2 現地研修については、講師を市町村へ派遣して研修を実施するものです。また、現地研修のうちWord中級コース、Excel中級コース及びPowerPoint初級コースについては、時間外の対応も行うこととしております。

お申込み
お問い合わせ先

公共システム研究所 情報セキュリティ・教育研修担当
TEL (0584)77-1611(代) FAX (0584)77-1612 E-mail: slkensyu@gaic.or.jp

CONTENTS

特集

特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化について 2
総務省自治税務局市町村税課 佐藤 元哉

特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化対応について 8
本所情報処理課

システム紹介

水道料金検針システム(スマートデバイス版)の御紹介 10
本所情報振興課

センターニュース

新規システム導入及びシステム導入準備状況 12



県内の
名所・旧跡・風物
紹介シリーズ

～豊かな自然と伝統文化に満ちたまち～
美濃市

美濃市は、天下の名川長良川や緑濃い山々など豊かな自然と1300年の伝統を誇る「美濃和紙」、中心市街地には、江戸時代に築かれた伝統的な建造物が多く残り、歴史的景観が保たれるなど伝統文化が息づくまちです。

市内には、江戸時代から明治・大正時代の歴史的建造物が建ち並ぶ「うだつの上がる町並み(国重要伝統的建造物群保存地区)」や、実際に紙すき体験ができる参加体験型の施設の「美濃和紙の里会館」があり、年間を通じて多くの観光客が訪れています。春には「美濃まつり」が開催され、桜色に染められた美濃和紙で飾った「花みこし」がうだつの上がる町並みを練り歩き、まるで満開の桜が乱舞するような様子が楽しめます。秋に開催される美濃和紙あかりアート展では、「美濃和紙」と「うだつの上がる町並み」のコラボレーションとして、数多くの独創的なあかりの作品が展示され、和紙を用いた作品の柔らかな光が江戸時代の風情を残す町並みを幻想的な雰囲気に包みます。

一方、東海北陸自動車道と東海環状自動車道の結節点として、市の玄関口である美濃インター周辺は、区画整理事業や大型店舗の進出で変貌しつつあります。



花みこし



あかりアート

特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化について

総務省自治税務局市町村税課 佐藤 元哉

1 はじめに

個人住民税を特別徴収の方法によって徴収する場合には、特別徴収義務者を指定した上で、毎年5月31日までに、特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収する旨を、特別徴収義務者及びこれを經由して納税義務者に通知しなければならないこととされている(地方税法第321条の4)。

これらの通知については、特別徴収義務者に対して送付するもの(地方税法施行規則第3号様式(以下、「特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)」という。))及び特別徴収義務者を經由して納税義務者に送付するもの(同規則第3号様式別表(以下、「特別徴収税額通知

(納税義務者用)」という。))の2種類がある。

特別徴収税額通知(納税義務者用)は、市区町村から特別徴収義務者に書面により送付されるため、開封・確認・システム入力・納税義務者への配付・保管など多大な作業が発生しており、特別徴収義務者の負担軽減に向けて、電子化を図るべきであるという経済団体等からの強い要望があった。こうしたことを受け、特別徴収税額通知(納税義務者用)については、令和3年度税制改正大綱において、電子化を行うことが決定された。

※なお、特別徴収税額通知の電子化に当たっては、電子情報処理組織(eLTAX)(以下、「eLTAX」

という。)の改修がかなり大がかりなものであること、すべての市区町村でそれぞれの税務基幹システムの改修と文字コードの統一対応が必要であること、事業者としても自動配布システムの構築など一定の準備期間が必要であることが総合的に考慮され、令和6年度以降の個人住民税について適用することとされている。

本稿においては、特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化についての検討経緯及び電子化の概要について報告・整理することとしたい。なお、本稿における意見に当たる部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

2 特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化について

(1) 背景

これまで、特別徴収税額通知(納税義務者用)については、市区町村から事業者に

書面により送付されるため、開封・確認・システム入力・従業員への配付・保管など多大な作業が発生しており、事業者の負担軽減に向け、同通知の電子交付化を図るべきであるという経済団体等からの強い要望があった。

こうした特別徴収義務者の事務負担を軽減する観点から、「規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定)」において、「特別徴収税額通知(納税義務者用)については、引き続きすべての市区町村におけるeLTAXを利用した電子的通知の実現に向けて検討し、結論を得る。検討に当たっては、市区町村間での取扱いに差異が生じないように留意する。」こととされた。

また、平成30年度与党税制改正大綱において、「給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知(納税義務者用)については、eLTAXにより特別徴収義務者を經由し、送付する仕組みを、地方公共団体間の取扱い

資料1 【参考】令和3年度税制改正大綱(抄)(令和2年12月10日 自由民主党・公明党)

第一 令和3年度税制改正の基本的考え方

2. デジタル社会の実現

(2) 納税環境のデジタル化

③ 地方税務手続のデジタル化の推進

(前略) 給与所得に係る特別徴収税額通知(納税義務者用)について、特別徴収義務者に対して電子的に送付する仕組みを導入する。(後略)

第二 令和3年度税制改正の具体的内容

七 納税環境整備

7 個人住民税の特別徴収税額通知の電子化(地方税)

個人住民税の特別徴収税額通知について、次の見直しを行う。

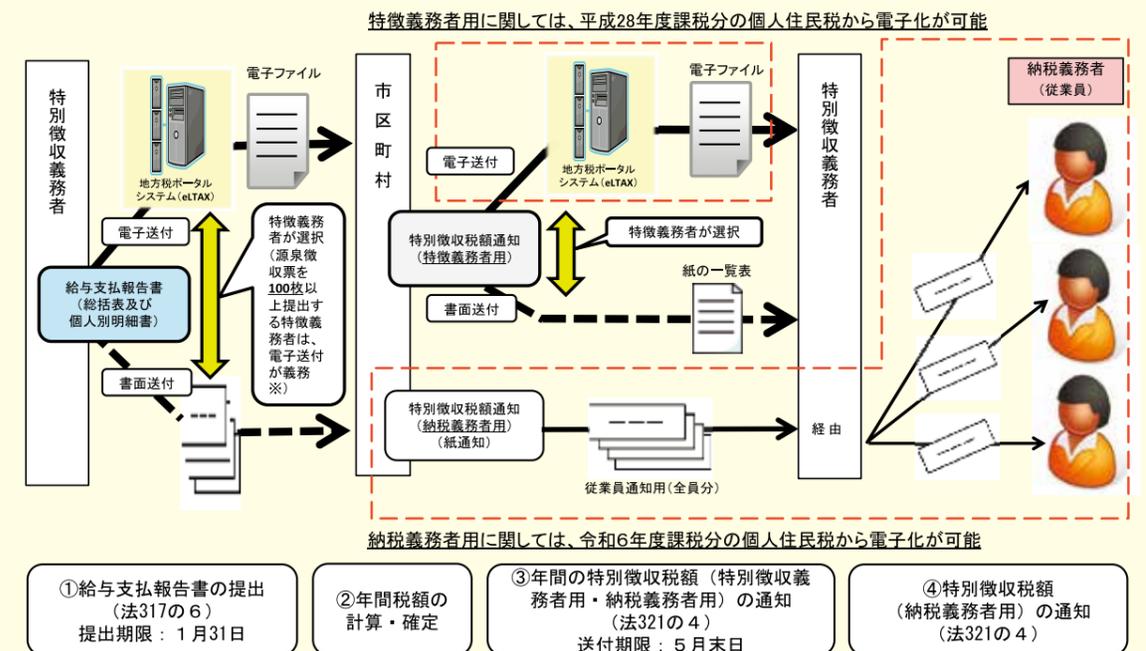
- (1) 給与所得に係る特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)について、eLTAXを經由して給与支払報告書を提出する特別徴収義務者が申出をしたときは、市町村は、当該通知の内容をeLTAXを經由し、当該特別徴収義務者に提供しなければならないこととする。

(注) 現在、選択的サービスとして行われている、書面による特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の送付の際の電子データの副本送付は、終了することとする。

- (2) 給与所得に係る特別徴収税額通知(納税義務者用)について、eLTAXを經由して給与支払報告書を提出する特別徴収義務者であって、個々の納税義務者に当該通知の内容を電磁的方法により提供することができる体制を有する者が申出をしたときは、市町村は、当該通知の内容をeLTAXを經由して当該特別徴収義務者に提供し、当該特別徴収義務者を經由して納税義務者に提供しなければならないこととする。この場合において、当該特別徴収義務者は、当該通知の内容を電磁的方法により納税義務者に提供するものとする。
- (3) その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和6年度分以後の個人住民税について適用する。

資料2 個人住民税における給報提出から処分通知送付までの一連の流れ(給与からの特別徴収の場合)



※ 令和3年(2021年)1月以後に提出する給与支払報告書については、電子(eLTAX又は光ディスク等)による提出義務が課される基準が引き下げられた。(基準)前々年における給与所得の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数【改正前】1,000枚以上⇒【改正後】100枚以上

に差異が生じないよう配慮しつつ検討する。」と明記され、加えて、令和2年度与党税制改正大綱においても、「給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化については、地方公共団体及び特別徴収義務者の理解を得ることに留意しつつ、個人情報の適切な取扱いを確保した上で、個々の納税義務者に電子的に送付することができる体制を有する特別徴収義務者に対してeLTAXを経由し送付する仕組みの導入に向けた取組みを進める。」こととされた。

その上、新型コロナウイルス感染症の拡大により、企業においてテレワークが広がる中で、書面の通知書を振り分け、郵送するという事務を行う人手が足りないといった声も寄せられ、早期の電子化がより一層求められることとなった。

(2) eLTAXを利用した電子化の検討

先述のとおり、特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化については、令和2年度与党税制改正大綱において、「個人情報の適正な取扱いを確保した上で、個々の納税義務者に電子的に送付することができる体制を有する特別徴収義務者に対してeLTAXを経由し送付する仕組みの導入に向けた取組みを進める。」と明記された。

このことを踏まえ、特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化については、市区町村からeLTAX・特別徴収義務者経由で送付することを基本方針とすることとされた。

市区町村と特別徴収義務者の間でeLTAXを経由する都合上、既に電子による通知受取が可能な特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)と同様、特別徴収義務者がeLTAXを通じて市区町村へ給与支払報告書を電子的に提出する際に、特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子による通知受取の希望を報告するという方式をとることとなった。その際、特別徴収税額通知(特別徴収

義務者用)・特別徴収税額通知(納税義務者用)のそれぞれにつき電子による受取又は書面による受取かを選択可能とすることとしている。その際、仮に、従業員(納税義務者)単位で電子又は書面による通知受取を選択し得ることとした場合、市区町村及び特別徴収義務者双方において、従業員ごとに電子又は書面のいずれかによる受取を希望するか管理する必要が生じるなど、事務が複雑化して課税実務に影響を与えかねないため、特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子による受取については、特別徴収義務者単位で選択することとしている。なお、現実にはやむを得ない事情(病気休職等)で書面による通知受取を希望する従業員が一部残ることも想定されることから、特別徴収義務者において電子データを印刷したものを交付する等の対応も例外的に許容されることとなっている。

(3) 秘匿性の確保について

現状の書面による特別徴収税額通知(納税義務者用)の送付については、「特別徴収義務者を経由して通知しなければならない」と地方税法上規定していることから、特別徴収義務者が特別徴収税額通知(納税義務者用)を納税義務者に配布する際に、通知の内容を確認することが想定されている。

しかしながら、特別徴収税額通知(納税義務者用)には、総所得金額や扶養親族該当区分等の、特別徴収義務者にとって必ずしも既知ではない可能性のある情報(副業等による所得、家族内における障害者控除の適用等)が記載されていることから、多くの市区町村において、特別徴収税額通知(納税義務者用)にシール貼付や圧着処理を行って、一定の秘匿性を確保している。この秘匿性の確保については、地方税法に規定されたものではなく、あくまで市区町村独自で行っているものである。

当課が行った令和3年5月の調査によれ

ば、令和3年度の当初課税において、特別徴収税額通知(納税義務者用)の送付に当たり、所得・控除などの情報に秘匿措置(シール貼付・圧着処理等)を実施していると回答した団体が1,133団体、令和4年度から実施予定と回答した団体が55団体、令和5年度以降の実施を検討していると回答した団体は127団体であった。当該調査において、実施済み又は実施予定と回答した団体は1,315団体となり、全体の75.5%まで上った。

特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化の検討の過程では、通知内容の秘匿性の確保に懸念を示す市区町村が多くあったこと、また当課の行った調査の結果を踏まえて、以下の①～③の流れで特別徴収義務者から納税義務者へ通知を送付することにより、書面で行われている秘匿措置と同程度の秘匿措置を講じることとしている。

- ①特別徴収義務者は、秘匿措置(暗号化やパスワード付与等)の施された特別徴収税額通知(納税義務者用)を受け取る。
- ②特別徴収義務者は、納税義務者に対し、秘匿を維持したまま通知を送付する(その際、ファイル名等にルールを設け、通知の秘匿措置を解除せずとも送付先の判別が可能となるようにする予定)。
- ③仮に本人以外の者が特別徴収税額通知(納税義務者用)の秘匿措置を解除した場合、アクセスログを管理することにより、少なくとも当該納税義務者は、秘匿が解除されたという事実、つまり、納税義務者が、自分以外のアクセスの有無を認識できる状態とする。

(4) 通知データの作成と特別徴収義務者への送付

既に電子化されている特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、通知データの作成から電子署名の付与までを市区町村が行い、これをeLTAXを経由して、送付

するという事務の流れになっていたことから、通知を作成する者は処分権者となる市区町村である。

この点、特別徴収税額通知(納税義務者用)においても、同様に市区町村において、通知データを作成することが理想ではあるものの、各市区町村において、通知データを作成することについては様々な実務上の懸念事項が想定された。

そのため、通知データの作成に当たっては、各市区町村においては、通知の元となる一連のデータを作成の上、eLTAXに格納するところまでを行い、以後の作業(一連のデータから納税義務者単位へのデータの切り分け、秘匿措置、改ざん防止措置、市区町村単位にとりまとめた上での特別徴収義務者への送付)については全市区町村分をeLTAXにおいて集中的に実施するという、いわゆる中央集中造成の形をとることとされた。

(5) 通知の真正性の担保

上記のとおり改ざん防止措置はeLTAX内で行われることとなり、改ざん防止には当初、eLTAXにおいて全通知データに電子署名を付すことが検討されていた。しかしながら、電子署名を大量に付すには膨大な時間がかかることが見込まれることから、国税庁で既に実用化されている、通知書にQRコードを付すことにより通知の真正性を担保する仕組みが導入されることとなった。具体的には、

- ①専用サイトに通知の電子データをアップロードし
- ②サイトにおいて電子的に通知書に記載のQRコードを読み取り
- ③画面に表示されたQRコードに記録されている情報と通知の電子データの情報が一致している

ことを確認することで、電子通知の真正性が確認できるという仕組みである。

電子署名は書面には付随しないものの、この方法によれば、電子データを書面に印刷した後でも、真正性の確認が可能となることや、事務処理が簡便であること、真正性の証明も電子署名と同程度であることを踏まえ、QRコードを付す方法により、真正性を担保することとなった。

(6) 到達時期について

特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)及び特別徴収税額通知(納税義務者用)については、地方税法第321条の4第2項において、「特別徴収義務者及び特別徴収義務者を経由して納税義務者に対してする通知は、当該年度の属する5月31日までにしなければならない」とされている。書面で行う通知

の場合において、書類の送達の効力は、その書類が社会通念上送達を受けるべき者の支配下に入ったと認められる時(送達を受けるべき者が了知し得る状態におかれた時)に生ずると解されている(昭29. 8. 24最高判)。

この点、特別徴収税額通知(納税義務者用)を電子化するに当たり、当該通知の到達時期をどのように規定するかが論点となった。

オンラインで送付した場合の処分通知の到達時期は、デジタル手続法第7条第3項によれば、「処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したとみなす」とされている。

既に電子化をされている特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)においては、特別徴収義務者がeLTAXの各特別徴収義務者用

アカウントからダウンロードせず、通知が到達していないといった主張がなされるのではないかと懸念されたため、地方税法第321条の4第9項のとおり、市区町村が、「eLTAXに特別徴収税額通知のデータを記録し」、「特別徴収義務者にその旨を事前に特別徴収義務者が登録したメールアドレス宛に送信する」ことをもって、地方税法第321条の4第1項の通知を行ったものとみなす規定がなされている。

繰り返しになるが、特別徴収税額通知(納税義務者用)は、特別徴収義務者を経由して納税義務者に通知されることとなっている。特別徴収義務者に対する同通知の具体的な送付の流れは、eLTAXの各特別徴収義務者のアカウントに格納する方式であり、これは特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子的送付の場合と同様である。この点を踏まえ、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の規定と同様の到達時期の規定を、特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子的送付においても設けることとされた。

なお、特別徴収義務者から納税義務者までの、特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子的送付については、現状の書面による通知と同様、各特別徴収義務者の責任において送付すべきものであり、また、送付の態様やタイミングは特別徴収義務者により異なりうることを、印刷したものの交付など電磁的方法以外の方法による提供も許容していること等から、地方税法上、到達時期は規定しないこととされた。

(7) 外字の対応について

賦課決定にかかる通知については、納税義務を確定させるという処分通知であるという観点から、各団体において、納税義務者の氏名を正しく表示すべく、外字に対応してきたという経緯がある。特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化においても同様の観点から、納税義務者の氏名につい

て可能な限り正しく表示できるよう、検討がなされた。この点、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、あくまで特別徴収義務者への通知であり、納税義務者本人の目に触れるものではないことから、電子化されている現在においても納税義務者の氏名について厳密な外字対応は論点とされていなかった。しかしながら、特別徴収税額通知(納税義務者用)は納税義務者本人に交付される処分性の高い通知であり、また書面で正しく表示されていたものが、電子化されると表示できないというケースを可能な限り縮小することが求められる。

こういった外字にかかる懸念事項の解決のため、文字セットについては、住民基本台帳ネットワークシステムに採用されている「住基ネット統一文字」と戸籍で使用される文字である「戸籍統一文字」の両方を包含するコンセプトで開発され、6万字程度に対応している「文字情報基盤文字(IPAmj文字)」を特別徴収税額通知(納税義務者用)に表示する文字として採用することとされた。

3 おわりに

本稿においては、以上のとおり、特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化について述べてきた。

従来、対面でのやりとりを明示的あるいは暗黙のうちに前提としていた行政手続きにおいても、今般の新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえ、オンライン化を当然のこととして変革を加速しなければならないという気運が高まっており、地方税の世界においても、特別徴収税額通知に留まらず、電子化が進んでいくと見込まれる。

これらを踏まえ、各地方団体においては、今後も電子化に向けた対応に御尽力いただくとともに、国における動きについても注視をお願いしたい。

資料3 eLTAXにおける特別徴収税額通知(納税義務者用)の作成について

- 電子で送付される特別徴収税額通知(納税義務者用)のデータファイルについては、通知書作成システム(eLTAX)において集中的に作成(個人別の帳票化・改ざん防止用QRコードの付与・暗号化等)を行う。
※ 市区町村が作成すべき電子データの仕様等についての詳細は、地方税共同機構「特別徴収税額通知電子化 見積参考資料」(令和3年4月)を参照
- 令和6年1月の給与支払報告書の提出から新たなシステムの運用が開始される(令和5年中に行う関係者間の連携テストまでにシステム改修を終えていただく必要)。

